

記者発表資料

## 賃貸住宅管理業者の登録状況等について

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度が平成23年12月1日より施行されました。

賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」に基づく平成24年3月末現在の国土交通大臣登録業者の数を集計し、登録状況がとりまとめられましたので、以下にその概要を公表します。

なお、本制度の実効性を高めるためには、登録業者数の更なる増加が必要と考えており、この度本制度が広く一般の方々に認知されるよう、登録業者であることを示すシンボルマークが作成されたので、合わせて公表します。今後は各関係団体との連携のもと、各種講習会等における制度紹介、パンフレットの配布等により、本制度の一層の周知・普及を図っていきたいと考えております。

## 【集計結果のポイント】

## ○全国の登録業者数

平成24年3月末現在の賃貸住宅管理業の登録業者数は、1,579業者。  
(うち四国の登録業者数は26業者。)

## ○都道府県別登録業者数

東京都(292業者、18.5%)が最多。以下、神奈川県(161業者、10.2%)、大阪府(137業者、8.7%)と続き、3都府県の登録業者数が全体の約37%を占める。

## ○資本金階層別登録業者数

1,000万円以上2,000万円未満(622業者、39.4%)が最多。以下、200万円以上500万円未満(323業者、20.5%)、2,000万円以上5,000万円未満(219業者、13.9%)と続く。

個人及び資本金が1億円未満の法人である登録業者数が全体の約96%を占める。

## ○免許等保有登録業者数

95.4%の登録業者が宅地建物取引業の免許を受けており、8.7%の登録業者がマンション管理業の登録を受けている。

平成24年5月24日  
四国地方整備局

本件に関する問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

課長補佐 峰久 義朗 (内線)6142

(電話)087-851-8061【代表】

表－1 都道府県別登録業者数（主たる事務所の所在地）

（平成24年3月末現在）

	登録業者数			
	法人	個人	合計	構成比(%)
北海道	117	1	118	7.5
青森県	9	1	10	0.6
岩手県	17	2	19	1.2
宮城県	44	3	47	3.0
秋田県	8	0	8	0.5
山形県	11	3	14	0.9
福島県	26	2	28	1.8
茨城県	16	1	17	1.1
栃木県	9	0	9	0.6
群馬県	12	0	12	0.8
埼玉県	59	2	61	3.9
千葉県	41	3	44	2.8
東京都	288	4	292	18.5
神奈川県	160	1	161	10.2
山梨県	7	0	7	0.4
長野県	12	2	14	0.9
新潟県	7	2	9	0.6
富山県	14	1	15	0.9
石川県	7	0	7	0.4
岐阜県	10	2	12	0.8
静岡県	20	5	25	1.6
愛知県	50	3	53	3.4
三重県	11	6	17	1.1
福井県	8	0	8	0.5
滋賀県	16	2	18	1.1
京都府	65	8	73	4.6
大阪府	131	6	137	8.7
兵庫県	52	1	53	3.4
奈良県	5	1	6	0.4
和歌山県	5	0	5	0.3
鳥取県	7	2	9	0.6
島根県	6	1	7	0.4
岡山県	24	2	26	1.6
広島県	29	0	29	1.8
山口県	17	0	17	1.1
徳島県	5	0	5	0.3
香川県	8	0	8	0.5
愛媛県	9	2	11	0.7
高知県	2	0	2	0.1
福岡県	70	10	80	5.1
佐賀県	9	2	11	0.7
長崎県	12	1	13	0.8
熊本県	15	1	16	1.0
大分県	11	0	11	0.7
宮崎県	13	2	15	0.9
鹿児島県	7	0	7	0.4
沖縄県	11	2	13	0.8
合計	1,492	87	1,579	100.0

※四捨五入の関係で構成比の合計が一致しないことがある。

表－２ 地方整備局等別登録業者数（主たる事務所の管轄）

（平成24年3月末現在）

	登録業者数			
	法人	個人	合計	構成比(%)
北海道開発局	117	1	118	7.5
東北地方整備局	115	11	126	8.0
関東地方整備局	604	13	617	39.1
北陸地方整備局	28	3	31	2.0
中部地方整備局	91	16	107	6.8
近畿地方整備局	282	18	300	19.0
中国地方整備局	83	5	88	5.6
四国地方整備局	24	2	26	1.6
九州地方整備局	137	16	153	9.7
沖縄総合事務局	11	2	13	0.8
合 計	1,492	87	1,579	100.0

※四捨五入の関係で構成比の合計が一致しないことがある。

表－３ 資本金階層別登録業者数

（平成24年3月末現在）

	登録業者数	
		構成比(%)
200万円未満	37	2.3
200万円以上 500万円未満	323	20.5
500万円以上 1000万円未満	126	8.0
1000万円以上 2000万円未満	622	39.4
2000万円以上 5000万円未満	219	13.9
5000万円以上 1億円未満	102	6.5
1億円以上 10億円未満	49	3.1
10億円以上	14	0.9
個人	87	5.5
合 計	1,579	100.0

※四捨五入の関係で構成比の合計が一致しないことがある。

表－４ 免許等保有登録業者数（主たる事務所の所在地）

（平成24年3月末現在）

	登録業者数	宅地建物取引業		マンション管理業	
			割合（％）		割合（％）
北海道	118	109	92.4	5	4.2
青森県	10	10	100.0	1	10.0
岩手県	19	17	89.5	1	5.3
宮城県	47	45	95.7	1	2.1
秋田県	8	8	100.0	0	0.0
山形県	14	14	100.0	1	7.1
福島県	28	28	100.0	4	14.3
茨城県	17	17	100.0	1	5.9
栃木県	9	9	100.0	0	0.0
群馬県	12	12	100.0	0	0.0
埼玉県	61	61	100.0	4	6.6
千葉県	44	41	93.2	2	4.5
東京都	292	287	98.3	47	16.1
神奈川県	161	156	96.9	9	5.6
山梨県	7	7	100.0	0	0.0
長野県	14	12	85.7	1	7.1
新潟県	9	9	100.0	1	11.1
富山県	15	15	100.0	1	6.7
石川県	7	7	100.0	1	14.3
岐阜県	12	8	66.7	1	8.3
静岡県	25	23	92.0	2	8.0
愛知県	53	49	92.5	12	22.6
三重県	17	16	94.1	0	0.0
福井県	8	7	87.5	0	0.0
滋賀県	18	18	100.0	1	5.6
京都府	73	70	95.9	2	2.7
大阪府	137	130	94.9	8	5.8
兵庫県	53	49	92.5	8	15.1
奈良県	6	6	100.0	0	0.0
和歌山県	5	5	100.0	0	0.0
鳥取県	9	8	88.9	0	0.0
島根県	7	6	85.7	1	14.3
岡山県	26	23	88.5	0	0.0
広島県	29	28	96.6	1	3.4
山口県	17	16	94.1	0	0.0
徳島県	5	5	100.0	0	0.0
香川県	8	8	100.0	0	0.0
愛媛県	11	9	81.8	1	9.1
高知県	2	2	100.0	0	0.0
福岡県	80	76	95.0	7	8.8
佐賀県	11	11	100.0	0	0.0
長崎県	13	13	100.0	4	30.8
熊本県	16	12	75.0	2	12.5
大分県	11	10	90.9	3	27.3
宮崎県	15	15	100.0	1	6.7
鹿児島県	7	7	100.0	1	14.3
沖縄県	13	13	100.0	3	23.1
合計	1,579	1,507	95.4	138	8.7

※宅地建物取引業とは、宅地建物取引業法第3条第1項の免許。マンション管理業とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条第1項の登録

平成24年5月24日

## 賃貸住宅管理業者のシンボルマークが決定



賃貸管理業

- ◆賃貸住宅管理業者登録制度の登録業者であることを示すシンボルマークです。
- ◆商標登録 平成24年4月27日付け登録第5488908号
- ◆登録業者において、本制度が広く一般に認知が得られるよう登録されたときから事務所への掲示、広告、封筒等において積極的に使用することが望まれます。

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度が平成23年12月1日より施行されました。

全国の登録業者数は、平成24年3月末現在で約1,600業者となっており、登録業者数は着実に増加しているところですが、本制度の実効性を高めるためには、登録業者数をさらに増加させる必要があると考えております。

本制度について、賃貸人、管理業者等に向けてより一層の周知、普及させることを目的として、登録業者であることを示すシンボルマークが作成されましたのでお知らせします。

なお、このシンボルマークは、平成24年4月27日付けで商標登録されております。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

課長補佐 峰久 義朗 (内線)6142

電話 087-851-8061【代表】

## I. シンボルマークのデザイン

○カラー



賃貸管理業

- ・プロセス印刷の場合  
C(シアン) 100%  
M(マゼンタ) 70%  
K(ブラック) 20%
- ・特色印刷の場合  
DIC N-893  
日本の伝統色: 紺青

○モノクロ



賃貸管理業

- ・単色の場合  
スミ100%などのベタ

○白抜き(背景が濃い場所など)



○マークの趣旨

- ・マンション、アパートなどの賃貸住宅をイメージした建物のシルエットを円形で囲み、貸主、借主に安心感、信頼感を与えるデザインとしています。
- ・全体を一筆書きでまとめることで、貸主、借主、管理業者の関係の連続性、永続性を表現しています。
- ・「○(マル)=登録」を表現し、掲示した管理業者が登録業者であることを示しています。

## II. 使用にあたって

①登録業者の使用について

広く一般に認知が得られるよう登録業者となったときから事務所への掲示、広告、封筒、名刺、ネームプレート等において積極的に活用することが望まれます。

なお、登録業者でなくなったときは、速やかに事務所に掲示してあるシンボルマークなどの使用を中止する必要があります。

②登録業者以外の使用について

本制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省が使用を認める場合に使用可能ですので、国土交通省土地・建設産業局不動産課まで問い合わせてください。

ただし、登録業者以外の管理業者は、登録業者であると賃貸人等に誤解を与えることから、当然シンボルマークを使用することはできません。

③シンボルマークとして使用できない形・色等の例



・変形させない



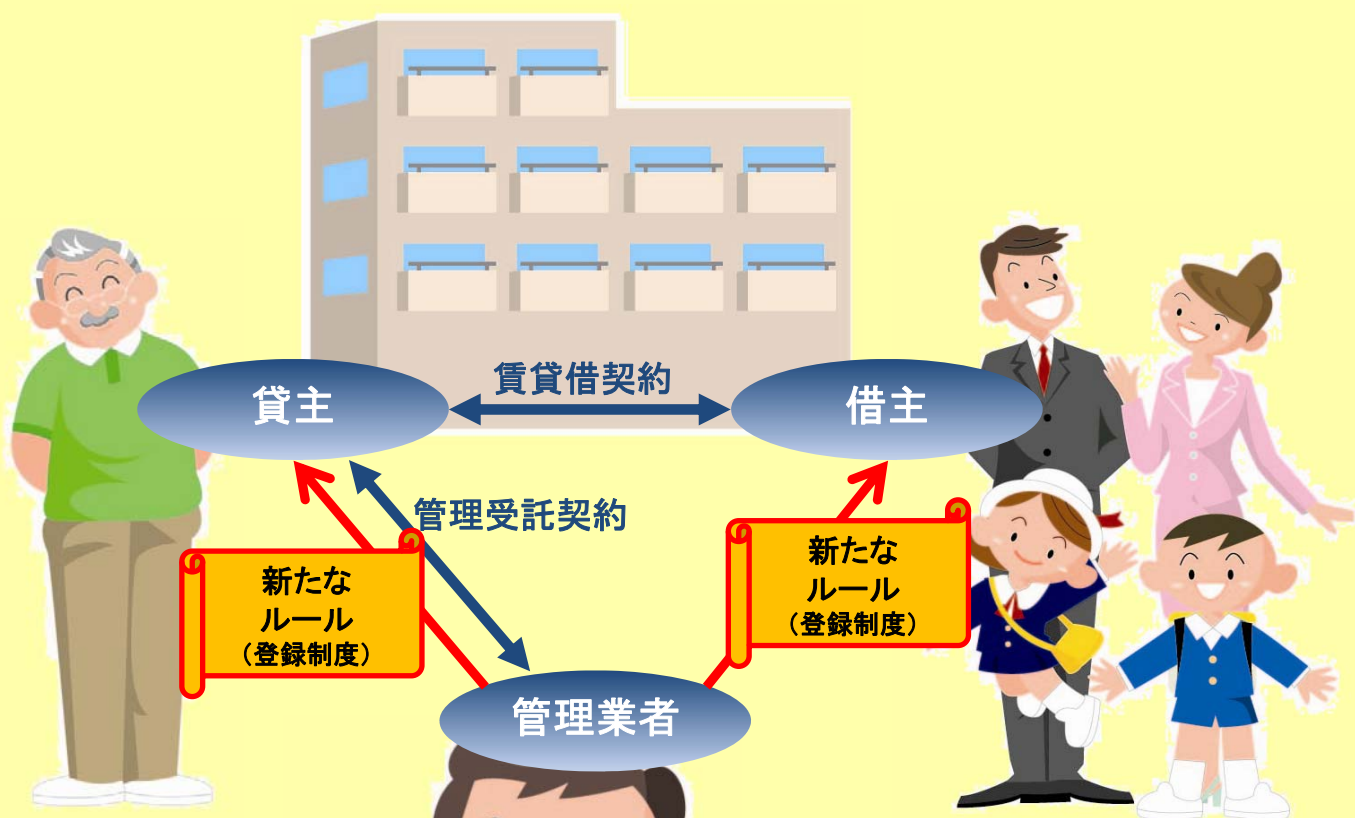
・違う要素を加えない



・指定の色以外を使用しない

# 賃貸住宅管理業者 登録制度がスタートしました。

賃貸住宅の管理業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による  
賃貸住宅管理業の登録制度が平成23年12月より施行されました。  
賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで、  
貸主と借主の利益保護を図ります。



賃貸住宅を  
貸す人と借りる人の  
信頼と安心を  
高めます。



賃貸管理業

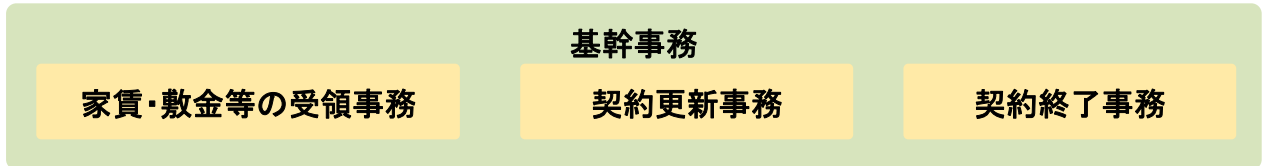
賃貸住宅管理業者が登録業者  
であることを示すシンボルマーク。

## 登録制度の概要

※国土交通省の告示による制度

### ①賃貸住宅管理業を営もうとされる方は、国土交通省の備える登録簿に登録を受けることができます。

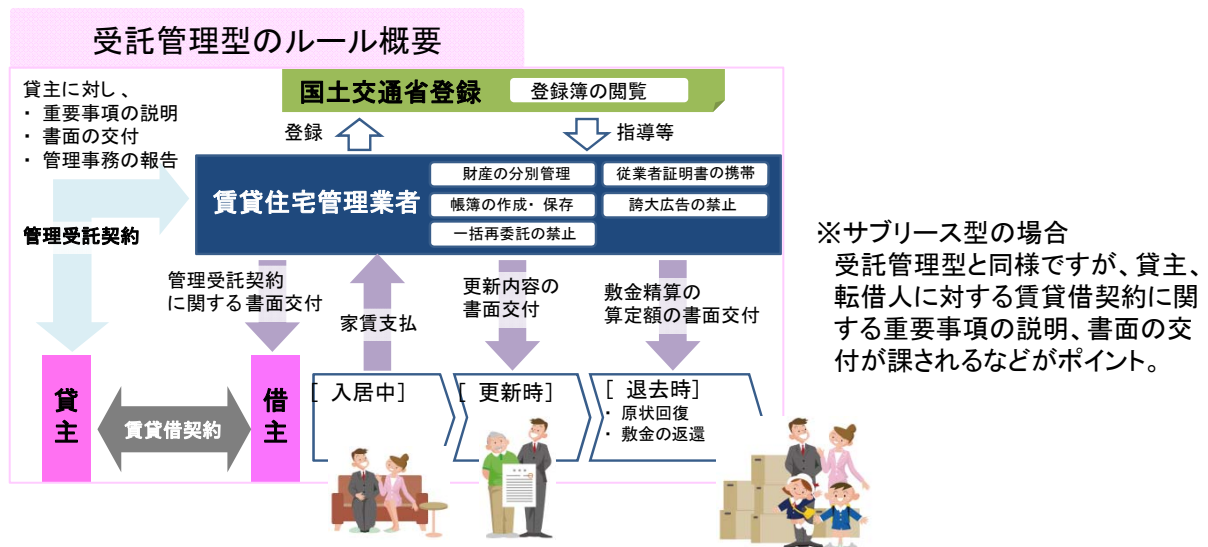
◆賃貸住宅管理業とは、下の基幹事務のうち少なくとも一の事務を含む管理事務を業として行うものです。



◆対象は、下のいずれかの事業です。

- A. 受託管理(貸主から委託を受けて賃貸住宅の管理を行う事業)
- B. サブリース(賃貸住宅を転貸し、貸主として管理を行う事業)

### ②登録業者は、借主等の利益の保護に資するため、管理事務に関して重要事項の説明など一定のルール(業務処理準則)を遵守します。



### ③登録業者が登録規程や業務処理準則に違反し、損害を与えたときは、業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言、勧告を行うことがあります。

登録業者が管理事務に関して不正な行為をした場合や廃業等の届出があった場合等には、登録を抹消します。



## 登録後について

### 登録簿

- ◆国土交通省は、登録業者の情報を記載した登録簿を管理し、一般の閲覧に供します。
- ◆登録の有効期間は5年間です。
- ◆登録簿で、登録業者の名称や事業形態を確認することができます。

### 業務等状況報告書

- ◆登録業者は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に業務の状況及び財産の分別管理等の状況を国土交通省に報告する必要があります。
- ◆借主等は、登録業者の業務状況等を確認することができます。

### 標識

- ◆登録業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。

標 識	
賃 貸 住 宅 管 理 業 者 票	
登 録 番 号	国土交通大臣( )第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )

## シンボルマーク

- ◆賃貸住宅管理業者が登録業者であることを示すシンボルマークができました。
- ◆平成24年 月 日付け商標登録番号 号
- ◆登録業者がシンボルマークを使用する場合広く一般に認知が得られるよう登録業者となったときから事務所への掲示、広告、封筒等において積極的に使用してください。  
なお、登録業者以外は、原則、シンボルマークを使用することはできません。



## 登録申請

### 受付時期

- ◆平成23年12月より受付を開始しました。

### 登録手続き

- ◆登録を受けようとされる方は、以下の申請書類を国土交通省(地方整備局等)に提出してください。
  - ◆申請書類
    1. 登録申請書
    2. 登録規程に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書
    3. 本人確認書類
    4. 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書
    5. 法人の登記事項証明書
    6. 事務所を使用する権原に関する書面
    7. 直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面 等
- 注)免許を受けた宅地建物取引業者は、3~6の書類が省略可能。  
登録を受けたマンション管理業者は、4及び5の書類が省略可能。

申請の詳細な情報は、以下のURL(国土交通省のホームページ)をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai/index.html>

## 登録制度 Q&A

Q. 本制度はどのような効果がありますか。

A. 登録を受けた業者名は公開されるため、その業者が賃貸住宅の管理業務に関し、一定のルールに沿って重要事項の説明や書面交付、受領家賃など財産の分別管理を適切に行っていることなどが一般に明らかになります。登録を受けていることが何か特別な保証を与えるものではありませんが、貸主や借主は、こうした情報を管理者との契約や物件選択の判断に活用することが可能となります。

Q. 小規模な業者でも登録できますか。

A. 本制度は、必要な事項を記載した申請書等を提出することにより、基本的に、欠格要件に該当しなければ、経営規模や売上高にかかわらず登録を受けることが可能です。

Q. 登録業者が管理業務を行うにあたって、登録以前に行っていた管理業務の方法を変えなければならぬのでしょうか。

A. 本制度は、登録業者の管理業務について一定のルールを定めておりますが、例えば、必要な項目が記載されていれば、各業者において現在使用している契約書等の様式を重要事項説明用の書面として活用できるなど、登録業者にとって、過度な負担とならないよう留意しております。

Q. 登録を受けるためには、宅地建物取引業の免許を持っている必要がありますか。

A. 宅地建物取引業の免許がなくても登録を受けることは可能です。なお、宅地建物取引業者やマンション管理者の方が登録申請する場合は、申請時の添付書類が簡素化されます。

Q. 登録を受けるためには、宅地建物取引主任者等の資格者を置く必要がありますか。

A. 宅地建物取引主任者のような資格者を設置する必要はありませんが、賃貸住宅の管理業務は専門的知識や実務経験を要する業務であるため、宅地建物取引主任者や管理業務主任者、マンション管理士、民間資格である賃貸不動産経営管理士など資格者が業務の中心を担うことは有意義な取り組みであると考えております。

Q. 登録に有効期間はありますか。

A. 登録の有効期間は5年です。この有効期間満了後も賃貸住宅管理業の登録の継続をされる場合は、登録の更新を受ける必要があります。

Q. 標識やシンボルマークについては、登録された後、国土交通省から配布されますか。

A. 登録した場合は、申請者に登録番号等を通知しますので、その後、各登録業者において、掲示等するための標識やシンボルマークを作成してください。

Q. 申請書類はどこで入手できますか。

A. 申請書等については、以下のURL(国土交通省のホームページ)よりダウンロードすることで入手が可能です。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_fr3\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000016.html)



国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111(代表)